

傍聴規則の一部改正の概要

1 改正理由

傍聴人の守るべき事項で、現在「携帯電話及び無線機類を使用しないこと。」とされているが、傍聴用の資料を携帯電話等で閲覧可能としていることから、現状に合わせて所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

(1) 携帯電話等の使用に関する改正

第8条第7号を次のように改正する。

(7) 携帯電話等音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(2) その他の改正

第4条第3項中「第3条」を「前条」に、「第5条」を「次条」に改める。

3 施行日

公布の日からとする。